

東洋大学大学院法学研究科規程

(趣旨)

第1条 この規程は、東洋大学大学院学則（以下「学則」という。）第4条第5項に基づき、東洋大学大学院法学研究科（以下「法学研究科」という。）の教育研究に関し必要な事項を定める。

(人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的)

第2条 法学研究科は、学則第4条の2に基づき、研究科及び各専攻の人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を別表第1のとおり定める。

(学位授与、教育課程編成・実施及び入学者の受入に関する方針)

第3条 法学研究科は、学則第4条の3に基づき、各専攻の学位授与に関する方針、教育課程編成・実施に関する方針及び入学者の受入に関する方針を別表第2のとおり定める。

(教育課程)

第4条 法学研究科は、学則第5条の2及び第7条に基づき、各専攻の教育課程における科目区分、授業科目及び研究指導科目の名称、単位数、配当学年、及び履修方法等を別表第3のとおり定める。

(修了に必要な単位等)

第5条 法学研究科は、学則第12条及び第13条に基づき、各専攻の修了に必要な単位等を別表第4のとおり定める。

(教育職員の免許状)

第6条 学則第19条に基づき、法学研究科で取得できる免許状の種類及び教科は、次表のとおりとする。

専攻	免許状の種類及び教科	
	高等学校教諭専修免許状	中学校教諭専修免許状
私法学	公民	社会
公法学	公民	社会

(教育職員の免許状取得のための授業科目及び単位数)

第7条 学則第19条第2項に基づき、法学研究科で教育職員の免許状を取得しようとする者は、別表第5に定める所定の授業科目の単位を修得し、東洋大学大学院（以下「本大学院」という。）の課程に1年以上在学し30単位以上修得、又は学則第12条に規定する要件を充足しなければならない。

(改正)

第8条 この規程の改正は、学長が法学研究科委員会の意見を聴き、研究科長会議の審議を経て行う。

附 則

1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

2 前項の規定にかかわらず、平成28年度以前の入学生については、第4条別表第3を除き、なお従前の例による。

別表第1 人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的

法学研究科

人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的
【博士前期課程】
(1) どのような人材を養成し、どのような人材を世に送り出すか 高度な実践的法学教育により、専門的法学の素養を身に付けた専門的職業人を養成する。また、変動の激しい現代社会にあって、社会人を積極的に受け入れ、リカレント教育を施すことにより、時代の求める法学の知識を備えた専門的職業人として再び社会に送り出すことを目的とする。
(2) 学生にどのような能力を習得させるのか等の教育研究上の目的 法学各分野におけるより専門的な知識と法的思考をめぐらせ、法に関わる問題を実践的に解決する能力を習得させることを目的とする。
【博士後期課程】
(1) どのような人材を養成し、どのような人材を世に送り出すか 法学各分野における高度の研究能力をもち、当該分野の学界において通用する研究者を養成することを目的とする。
(2) 学生にどのような能力を習得させるのか等の教育研究上の目的 法学各分野における高度かつ先進的な知識・法的思考能力はもとより、「諸学の基礎は哲学にあり」の建学の精神に沿って、広く社会の諸問題を根底的に考え抜く能力を習得させることを目的とする。

法学研究科私法学専攻

人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的
【博士前期課程】
(1) どのような人材を養成し、どのような人材を世に送り出すか 高度な実践的法学教育により、専門的私法学の素養を身に付けた専門的職業人を養成する。また、変動の激しい現代社会にあって、社会人を積極的に受け入れ、リカレント教育を施すことにより、時代の求める私法学の知識を備えた専門的職業人として再び社会に送り出すことを目的とする。
(2) 学生にどのような能力を習得させるのか等の教育研究上の目的 私法学におけるより専門的な知識と法的思考をめぐらせ、法に関わる問題を実践的に解決する能力を習得させることを目的とする。
【博士後期課程】
(1) どのような人材を養成し、どのような人材を世に送り出すか 私法学における高度の研究能力をもち、当該分野の学界において通用する研究者を養成することを目的とする。
(2) 学生にどのような能力を習得させるのか等の教育研究上の目的 私法学における高度かつ先進的な知識・法的思考能力はもとより、「諸学の基礎は哲学にあり」の建学の精神に沿って、広く社会の諸問題を根底的に考え抜く能力を習得させることを目的とする。

法学研究科公法学専攻

人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的
【博士前期課程】
(1) どのような人材を養成し、どのような人材を世に送り出すか 高度な実践的法学教育により、専門的公法学の素養を身に付けた専門的職業人を養成する。また、変動の激しい現代社会にあって、社会人を積極的に受け入れ、リカレント教育を施すことにより、時代の求める公法学の知識を備えた専門的職業人として再び社会に送り出すことを目的とする。
(2) 学生にどのような能力を習得させるのか等の教育研究上の目的 公法学におけるより専門的な知識と法的思考をめぐらせ、法に関わる問題を実践的に解決する能力を習得させることを目的とする。
【博士後期課程】
(1) どのような人材を養成し、どのような人材を世に送り出すか 公法学における高度の研究能力をもち、当該分野の学界において通用する研究者を養成することを目的とする。
(2) 学生にどのような能力を習得させるのか等の教育研究上の目的 公法学における高度かつ先進的な知識・法的思考能力はもとより、「諸学の基礎は哲学にあり」の建学の精神に沿って、広く社会の諸問題を根底的に考え抜く能力を習得させることを目的とする。

別表第2 学位授与、教育課程編成・実施及び入学者の受入に関する方針

法学研究科私法学専攻

1. 学位授与に関する方針（ディプロマ・ポリシー）
【博士前期課程】 以下の資質や能力を身につけたうえで、所定の年限・単位数等を満たし、修士学位論文または特定の課題についての研究の成果（特定課題研究論文）の審査及び最終試験に合格した者に対して、修士の学位を授与する。 (1) 自ら法的問題点を抽出し、資料・情報を収集する能力を身につけている。 (2) 収集した資料・情報を効率的に分析し、合理的な解決策を導く能力を身につけている。 (3) 法的問題点についての合理的な解決策を論理的に説明できる資質や能力を身につけている。
【博士後期課程】 高度な法律研究職、法律専門職に従事するための高度で独創的な研究能力、高度な論文作成能力等を身につけたうえで、所定の年限を満たし、博士学位論文の審査及び最終試験に合格した者に対して、博士の学位を授与する。
2. 教育課程編成・実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）
【博士前期課程】 (1) 教育課程の編成 / 教育内容・方法 ディプロマ・ポリシーの達成のために、「授業科目（コースワーク）」と「研究指導（リサーチワーク）」を適切に組み合わせた教育課程を体系的に編成する。授業科目は、私法学専攻分野における研究能力、またはこれに加えて高度な専門職を目指す者がその職務を遂行する能力を涵養し、専門知識を修得することを目指し、私法学の体系に従った科目を配置し、少人数の演習形式において、法理論的思考を教授する。研究指導は、主旨導教授・副指導教授二名の指導教員による論文作成への支援を行う。 (2) 学修成果の評価 学修成果については、客観性及び厳格性を確保しつつ、以下の要素・方法により評価する。 ①授業科目については、あらかじめ示す成績評価基準に沿って、各授業科目のシラバスに記載されている方法により、授業担当教員が評価する。 ②研究指導については、研究過程における達成度を、あらかじめ示す研究指導計画をもとに、論文報告会等を通じて、研究指導教員および本専攻所属教員により組織的に評価する。 ③学位請求論文については、あらかじめ示す論文審査基準、審査体制に基づき、評価を行う。
【博士後期課程】 (1) 教育課程の編成 / 教育内容・方法 ディプロマ・ポリシーの達成のために、「授業科目（コースワーク）」と「研究指導（リサーチワーク）」を適切に組み合わせた教育課程を体系的に編成する。授業科目は、独創的な研究テーマに対応することのできる科目配置を行い、研究者として自立して持続的に研究活動を行い独創的な研究成果を上げることができるようにするため、また他の専門職に従事するのに必要な高度な研究能力等を涵養するための教授を行う。研究指導は、複数の研究指導担当教員によって、博士論文作成を主眼とした指導をする。 (2) 学修成果の評価 学修成果については、客観性及び厳格性を確保しつつ、以下の要素・方法により評価する。 ①授業科目については、あらかじめ示す成績評価基準に沿って、各授業科目のシラバスに記載されている方法により、授業担当教員が評価する。 ②研究指導については、研究過程における達成度を、あらかじめ示す研究指導計画をもとに、論文報告会等を通じて、研究指導教員および本専攻所属教員により組織的に評価する。 ③学位請求論文については、あらかじめ示す論文審査基準、審査体制に基づき、評価を行う。
3. 入学者の受入に関する方針（アドミッション・ポリシー）
【博士前期課程】 入学希望者の特性に応じた適切な方法で多様な入学者選抜試験を実施し、筆記試験、面接、書類選考等を通じて、以下の資質や能力を示した者を受け入れる。 (1) 法学の各専門分野についての学問的基礎のある者 (2) 柔軟な発想力、法的問題点の発見力、効率的情報処理能力、合理的な解決力を有する者 (3) 私法学研究に興味をもって取り組む意欲のある者
【博士後期課程】 入学希望者の特性に応じた適切な方法で多様な入学者選抜試験を実施し、筆記試験、面接、書類選考等を通じて、以下の資質や能力を示した者を受け入れる。 (1) 博士後期課程において、研究活動を行うのに必要な法学研究専門分野における豊かな学識を備えた者 (2) 論文作成能力のための高度な能力のある者 (3) 私法学分野の研究者として自立して持続的に研究活動に従事することを目指す意欲のある者

法学研究科公法学専攻

1. 学位授与に関する方針（ディプロマ・ポリシー）

【博士前期課程】

以下の資質や能力を身につけたうえで、所定の年限・単位数等を満たし、修士学位論文または特定の課題についての研究の成果（特定課題研究論文）の審査及び最終試験に合格した者に対して、修士の学位を授与する。

- (1) 自ら法的問題点を抽出し、資料・情報を収集する能力を身につけている。
- (2) 収集した資料・情報を効率的に分析し、合理的な解決策を導く能力を身につけている。
- (3) 法的問題点についての合理的な解決策を論理的に説明できる資質や能力を身につけている。

【博士後期課程】

高度な法律研究職、法律専門職に従事するための高度で独創的な研究能力、高度な論文作成能力等を身につけたうえで、所定の年限を満たし、博士学位論文の審査及び最終試験に合格した者に対して、博士の学位を授与する。

2. 教育課程編成・実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）

【博士前期課程】

(1) 教育課程の編成 / 教育内容・方法

ディプロマ・ポリシーの達成のために、「授業科目（コースワーク）」と「研究指導（リサーチワーク）」を適切に組み合わせた教育課程を体系的に編成する。授業科目は、公法学専攻分野における研究能力、またはこれに加えて高度な専門職を目指す者がその職務を遂行する能力を涵養し、専門知識を修得することを目指し、公法学の体系に従った科目を配置し、少人数の演習形式において、法理論的思考を教授する。研究指導は、主指導教授・副指導教授二名の指導教員による論文作成への支援を行う。

(2) 学修成果の評価

学修成果については、客観性及び厳格性を確保しつつ、以下の要素・方法により評価する。

- ①授業科目については、あらかじめ示す成績評価基準に沿って、各授業科目のシラバスに記載されている方法により、授業担当教員が評価する。
- ②研究指導については、研究過程における達成度を、あらかじめ示す研究指導計画をもとに、論文報告会等を通じて、研究指導教員および本専攻所属教員により組織的に評価する。
- ③学位請求論文については、あらかじめ示す論文審査基準、審査体制に基づき、評価を行う。

【博士後期課程】

(1) 教育課程の編成 / 教育内容・方法

ディプロマ・ポリシーの達成のために、「授業科目（コースワーク）」と「研究指導（リサーチワーク）」を適切に組み合わせた教育課程を体系的に編成する。授業科目は、独創的な研究テーマに対応することができる科目配置を行い、研究者として自立して持続的に研究活動を行い独創的な研究成果を上げることができるようにするために、またその他の専門職に従事するのに必要な高度な研究能力等を涵養するための教授を行う。研究指導は、複数の研究指導担当教員によって、博士論文作成を主眼とした指導をする。

(2) 学修成果の評価

学修成果については、客観性及び厳格性を確保しつつ、以下の要素・方法により評価する。

- ①授業科目については、あらかじめ示す成績評価基準に沿って、各授業科目のシラバスに記載されている方法により、授業担当教員が評価する。
- ②研究指導については、研究過程における達成度を、あらかじめ示す研究指導計画をもとに、論文報告会等を通じて、研究指導教員および本専攻所属教員により組織的に評価する。
- ③学位請求論文については、あらかじめ示す論文審査基準、審査体制に基づき、評価を行う。

3. 入学者の受入に関する方針（アドミッション・ポリシー）

【博士前期課程】

入学希望者の特性に応じた適切な方法で多様な入学者選抜試験を実施し、筆記試験、面接、書類選考等を通じて、以下の資質や能力を示した者を受け入れる。

- (1) 法学の各専門分野についての学問的基礎のある者
- (2) 柔軟な発想力、法的問題点の発見力、効率的情報処理能力、合理的な解決力を有する者
- (3) 公法学研究に興味をもって取り組む意欲のある者

【博士後期課程】

入学希望者の特性に応じた適切な方法で多様な入学者選抜試験を実施し、筆記試験、面接、書類選考等を通じて、以下の資質や能力を示した者を受け入れる。

- (1) 博士後期課程において、研究活動を行うのに必要な法学研究専門分野における豊かな学識を備えた者
- (2) 論文作成能力のための高度な能力のある者
- (3) 公法学分野の研究者として自立して持続的に研究活動に従事することを目指す意欲のある者

別表第3 教育課程

省略する。

別表第4 修了に必要な単位等

省略する。

別表第5 教育職員の免許状取得のための授等科目及び単位数

省略する。